

ミツヒロニュース



令和6年度 税制改正大綱のポイント

項目	主な令和6年度 税制改正
所得税・個人住民税の定額減税 令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施。	納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税。 合計所得金額1,805円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者である納税者は対象外。
子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 令和7年度税制改正において検討。但し、令和6年限りの措置として先行的に対応する。	子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の上乗せ措置を講ずる。子育て世帯においては住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。
子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 令和7年度税制改正において検討。但し、令和6年限りの措置として先行的に対応する。	既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から子育て世帯及び夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。
子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 令和7年度税制改正において検討。	所得税において、一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる（合計適用限度額は現行の12万円から変更しない）。一時払生命保険は、控除の適用対象から除外する。
扶養控除等の見直し 令和7年度税制改正において、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。	児童手当の所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。 ひとり親控除で対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。また、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

個人所得課税

項目	主な令和6年度 税制改正
賃上げ促進税制の強化 適用期限を令和9年3月31日まで3年延長。	大企業向けは、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件(5%、7%)を創設。常時使用従業員数2,000人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付け、控除率を見直す。中小企業向けは、現行の賃上げ要件及び控除率を維持し、赤字の中小企業へのインセンティブとして、5年間の繰越控除措置を創設する。教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件は、適用要件を緩和する。子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度(くるみん、えるぼし)を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。
特例税額控除規定の不適用措置 適用期限を令和9年3月31日まで3年延長。	適用対象に①常時使用従業員数2,000人超で前年度が黒字の場合、継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率1%未満を追加、②資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員2,000人超で、前年度が黒字の場合、国内設備投資額が当期の減価償却額の4割以下を追加する。
中小企業事業再編投資損失準備金制度 計画の認定期限を令和9年3月31日まで延長。	複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する。
戦略分野国内生産促進税制の創設 令和9年3月31日まで延長。	国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資(電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF(持続可能な航空燃料)、半導体)を対象として、生産・販売量に比例して10年間の税額控除。
イノベーションボックス税制の創設 令和7年4月1日施行。	企業が国内で自ら研究開発を行った特許権またはAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得または国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度を設ける。措置期間は7年間。
暗号資産の期末時価評価課税の見直し	発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の免像外とする。
交際費等の損金不算入制度 適用期限を令和9年3月31日まで3年延長。右記の改正は令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用。	損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行:5,000円以下)に引き上げる。
外形標準課税の見直し ①は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用。	実質的に大規模な法人が外形標準課税の対象外となっている問題に対応するため、①減資への対応として、現行基準(資本金1億円超)は維持しつつ、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。

法人課税

項目	主な令和6年度 税制改正	
法人課税	外形標準課税の見直し ②は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用。	②親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 適用期限を令和8年3月31日まで2年延長。	対象法人からe-Taxにより法人税の確定申告書などに記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外する。
資産課税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 適用期限を令和8年12月31日まで3年延長。右記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。	非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築または建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあつては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等吸4以上または一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。
	個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 個人事業承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで2年延長。	個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。
	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度 特例承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで2年延長。	特例承継計画の提出期限を2年延長する。令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。
消費課税	事業者免税点制度の特例の見直し 令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用。	①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。②資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。③資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接または間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずる。

項目	主な令和6年度 税制改正		
消費課税	外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し 令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用。	外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。	
	高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し 令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金または白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金または白金の地金等について適用。	高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金または白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。	
	インボイス制度関係	令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用。	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年またはその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。
	令和6年4月1日から適用。令和5年10月1日以後に行われる右記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。	一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る)については、帳簿への住所等の記載を不要とする。	
	令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて右記を明確化。	簡易課税制度または適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じた金額とすることが認められることを明確化する。	
納税環境整備	処分通知等の電子交付の拡充 令和8年9月24日から施行。	法令上、全ての処分通知等について、e-Taxにより行うことができることとする。その同意について、あらかじめ、メールアドレスを登録して、同意を行う公式とする。	

参考文献： ■週刊税のしるべ

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
 Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
 URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

